

えいごらいふ  
協力  
町事業所  
通信

皆さまのお役に立てる情報をお届けします。

感謝!  
協力に

生活環境課



ごみの分別冊子

ごみの分け方・出し方が「リニューアル！」

令和版に

平成 28 年 2 月に発行されたごみの分別冊子「ごみの分け方・出し方」。発行から 4 年が経ち、よくお問い合わせいただくことを反映し、より詳しい内容にリニューアルした新・分別冊子「ごみの分け方・出し方 [令和版]」を、令和 2 年 4 月に皆さまのお手元にお届けします。

新しい分別冊子（表紙）▶

リニューアルポイント・1

横手市のごみの分け方・出し方の「大原則」を掲載しました



「集積所にある青色コンテナボックスに収まらないごみは粗大ごみ」や「ごみは 8 時まで集積所に出さなければいけない」というように、皆さまに改めて知っていただきたい横手市のごみの分け方・出し方の大原則と解説を、巻頭 2 ページにわたり掲載しております。

リニューアルポイント・2

各ごみの分別の定義を具体的に掲載し分別区分を分かりやすくしました

これまでの冊子では、それぞれのごみごとに出し方と注意点を掲載していましたが、新たな冊子ではさらに「どのような素材や材質でできているものが、どのごみに分別されるのか?」というごみの定義を、下図のようにイラスト付きで掲載しております。

▶「燃やすごみ」の場合

燃やすごみ

週2回収集

■「燃やすごみ」で出せるものとは

台所ごみ、紙ごみ、プラスチック製品、革製品などの燃えるもの

●対象品目の一例



生ごみ



紙くず、木くず



靴、長靴



タッパー、バケツ、ポリタンクなどのプラスチック製品



ボール



ぬいぐるみ、座ぶとん



タオル、シーツ、毛布、下着、靴下

その他は

- ・革製品
- ・豆炭の灰
- ・ペット用トイレ砂 など

出し方

横手市指定家庭用ごみ袋(有料:黄色)に入れ集積所に出してください。



## リニューアルポイント・3 お問い合わせの多いごみ分別の疑問・質問を掲載しました



### 「傘の分別」の場合

これまでの冊子では・・・  
骨組み（燃やさないごみ）と、布部分（燃やすごみ）に分けて出す。

**NEW**

新たな冊子では・・・  
分ける必要はありません。そのままの状態ですべて「燃やさないごみ」として出してOK！

※例外的に「傘」と「蛍光灯」に限っては、青色コンテナボックスに収まらなくても回収します。

粗大ごみの出し方を詳しく掲載 粗大ごみの出し方には、2 つ方法があります。（どちらも有料。）

①予約制戸別収集に申込む ②クリーンプラザよこてへ直接搬入する

これまでの「粗大ごみ」のページでは、①しか掲載しておりませんでした。しかし、クリーンプラザよこてへ直接搬入する方が増加しており、そのお問い合わせも多数いただくことから、新たな冊子では②も追加し掲載しております。



よくある質問では・・・

お問い合わせの多いご質問と回答を掲載しております。

※掲載している質問（抜粋）

Q 青色コンテナボックスにごみが入っているのに収集されなかったのですがなぜですか。

ほかにも、分別区分を見直した品目、これまでの冊子に未掲載で新たに追加した品目とその分別区分などを掲載しております。

皆さまの声を反映し、リニューアルした新・分別冊子  
「ごみの分け方・出し方」をぜひご活用ください

## お知らせ

### 4月は「あきたクリーン強調月間」

～ 国道 13 号クリーンアップ ～ 4月19日（日）開催

雪解けによって、街にはたくさんのごみが現れます。秋田県では全県一斉クリーンアップを呼びかけており、横手市でも4月19日（日）に「国道13号クリーンアップ」が行われます。（区間：新岩崎橋（十文字）～道の駅雁の里）多くの皆様のご参加とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先：事務局・戸田さん ☎0182-38-2248】

